

塩谷町告示第 43 号

平成 5 年の冷害等による被災納税者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

平成5年の冷害等による被災納税者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例施行規則を廃止する規則

令和6年3月22日

規則第3号

平成5年の冷害等による被災納税者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例施行規則(平成5年塩谷町規則第10号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年3月31日から施行する。